

第1章

総論

- 1 概観
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の区域
- 4 計画期間
- 5 計画の対象

第1章 総論

1 概観

中央区は面積 10.115km² で、東京都総面積の約 0.46%、区部総面積の約 1.61%を占めています。

夜間人口は令和 5（2023）年 1 月現在で約 17 万 4 千人であり、23 区中 2 番目に少ないものの、人口密度は 23 区中 13 番目に高くなっています。昼間人口は、令和 2（2020）年時点で約 63 万人であり、都心の業務機能や都市活動を支えています。

区内は、鉄道やバスを中心とした交通網が発達していることに加え、道路率（区の全面積に対する道路面積の割合）も約 30%と 23 区で最も高くなっており、交通利便性の高いまちであると言えます。

2 計画の位置付け

本計画は自転車活用推進法(平成 28 年法律第 113 号)第 11 条に準拠するとともに、国や都の自転車活用推進計画を勘案し、中央区基本構想に掲げる将来像「輝く未来へ橋をかける - 人が集まる粋なまち」を自転車の活用により実現する方向性を示すものとしします。

計画の策定にあたっては「中央区総合交通計画」や「第 11 次中央区交通安全計画」等の区の関連計画との整合を図ります。

また、計画の各種施策として定める自転車ネットワーク整備方針については、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等を勘案します。

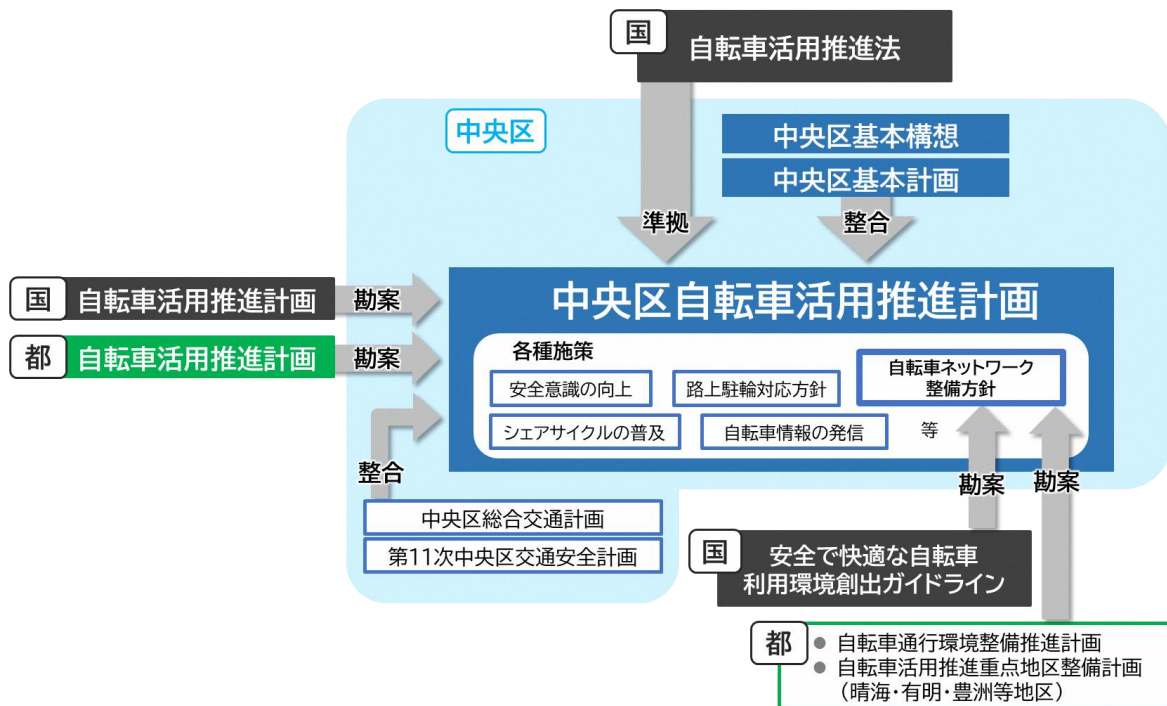


図 1-1 計画の位置付け

<参考>法律・計画等の概要

自転車活用推進法

自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ること等、新たな課題に対応するため、自転車の活用の一層の推進を図ることを目的とした自転車活用推進法が施行しました。自転車の活用の推進にあたっては、交通体系における自転車による交通の役割の拡大と合わせて、交通の安全の確保を図らなくてはならないとしています。

市町村は、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国や都道府県が定めた自転車活用推進計画を勘案して、区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならないとされています。

また、国民は、国、地方公共団体の自転車活用推進施策に協力するよう努めるものとしています。(平成 29 (2017) 年 5 月施行)

第2次自転車活用推進計画(国土交通省)

自転車活用推進法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車を巡る課題に対する目標および施策を定めた計画です。(令和 3 (2021) 年 5 月公表)

東京都自転車活用推進計画(東京都)

自転車活用推進法第 10 条に基づき、国の自転車活用推進計画を踏まえ、東京都における都市づくりや交通、健康、環境、観光等、自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る計画です。(令和 3 (2021) 年 5 月公表)

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(国土交通省・警察庁)

各地域において道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進められるよう、自転車利用環境整備に際して関係者と連携して実施すべき事項や、安全で快適な自転車利用環境を創出するための実務的な検討事項等を示したガイドラインです。(平成 28 (2016) 年 7 月公表)

3 計画の区域

中央区全域

4 計画期間

令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間

※第4章・第5章の各方針については、必要に応じて適宜見直しをしていきます。

5 計画の対象

■ 計画の対象となる自転車の範囲


本計画では、道路交通法第2条11の2に定義される「普通自転車」を対象とします。

道路交通法第2条11の2に定義される、「自転車」とは、ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のものである。そのうち、内閣府令で定める車体の大きさや構造の基準により、「普通自転車」が位置付けられる。

<内閣府令 基準>

- 1 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
 - イ 長さ 190センチメートル
 - ロ 幅 60センチメートル
- 2 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - イ 四輪以下の自転車であること。
 - ロ 側車を付していないこと。
 - ハ 運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く）を備えていないこと。
 - ニ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
 - ホ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

車両

自動車 	特定小型原動機付自転車 電動キックボード  <small>※車体大きさ、定格出力、最高速度等の基準を満たしていないものは、原動機付自動車または自動車へ分類されます</small>	軽車両 荷車(リヤカー、台車など)  馬車 
原動機付自転車 原動機付自転車  フル電動自転車 		本計画の対象とする自転車 普通自転車 シティー車  電動アシスト自転車  スポーツ車  子供乗せ自転車  タンデム自転車  大型バスケット付き自転車 

個人所有、シェアサイクルに関わらず本計画で対象とする自転車として扱います